川崎市告示第121号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の全部の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の全部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年3月10日

川崎市長　福　田　紀　彦

1　指定を解除する形質変更時要届出区域

令和6年4月23日付川崎市告示第214号により指定した区域（川崎市幸区戸手四丁目432番1の一部）（別図のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

3　土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物

4　講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削除去

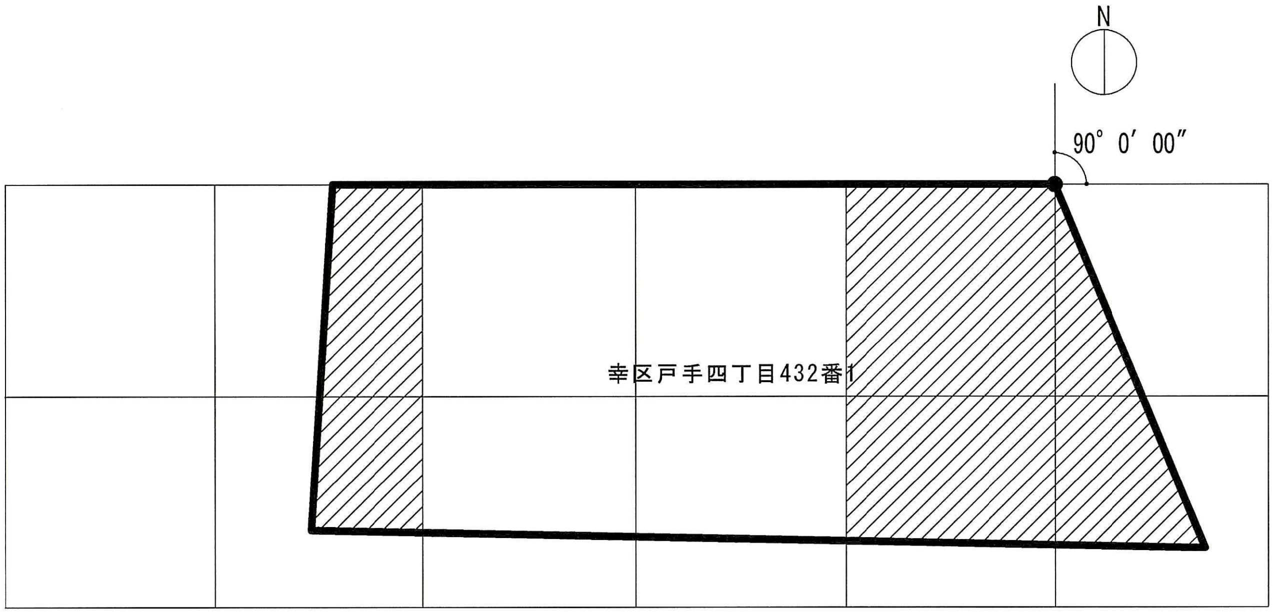

【起点】
起点は幸区戸手四丁目432番1の最北端とする。

【格子の回転角度】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

凡	例
●	起点
━	敷地境界
□	単位区画
▨	指定を解除する 形質変更時要届出区域

別図